秋田市しあわせづくり市民意識調査V業務委託仕様書

1 目的

令和7年度に策定する次期総合計画の基礎資料として、市民の行政ニーズや市施策への評価等を把握するため、市民意識調査を実施する。

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年12月16日まで

3 実施要領

- (1) 対 象 15歳以上の市民から無作為に抽出した3,000人 ※対象者の抽出は市が行うものとする。
- (2) 実施方法 無記名アンケート(依頼は郵送、回答は郵送またはWEB)
- (3) 作業内容

ア 作業の概要

(ア) 調査票の印刷・発送、WEB回答フォーム作成・管理、回収した調査票の集計・重複回答の管理、統計表等の作成、調査結果の分析、報告書の作成等を行うものとする。

(調査票の発送は8月23日、回答締め切りは9月17日を予定。)

- (イ) 調査結果の集計は10月8日、分析は11月8日までに完了し、それぞれ電子データを提出するものとする。
- (ウ) 12月16日までに報告書の電子データを納品し、業務完了報告書を提出するものとする。

イ 数量、規格等

- (ア) 調査票印刷 3,030部 A 4 両面 6 枚12 頁程度 1 色刷 上質55
- (イ) WEB回答フォーム作成・管理一式
- (ウ) 送付用封筒購入印刷 3,030部 角2 カラー封筒
- (エ) 返信用封筒購入印刷 3,030部 長3 カラー封筒
- (t) 説明資料印刷 3,030部 A 4 両面 1 枚 2 頁 1 色刷 上質55
- (カ) 調査票発送作業 3,000部 宛名ラベル貼り 折り込み 袋詰め
- (キ) 調査票郵送費(送付) 3,000部
- (ク) 調査票郵送費(返信)約1,650部 料金受取人払(回収率55%を見込む)
- (ケ) お礼はがき購入印刷 3,030部
- (コ) お礼はがき発送作業 3,000部 宛名ラベル貼り
- (サ) お礼はがき郵送費 3,000部
- (シ) 回収作業 約1,650部 開封・仕分け等(回収率55%を見込む)
- (ス) データ入力 約1,650部 設問70問程度(回収率55%を見込む) (3.5.5.自由記述の設問は2.問程度 屋供の

(うち自由記述の設問は2問程度、属性の設 問は10問程度)

(セ) 集計・統計表、グラフ作成 一式

- (ソ) 調査結果分析
- 一式
- (タ) 報告書作成
- 一式 A4縦、280頁程度

4 作業にあたっての注意事項

(1) 調査票印刷

調査票の原案は市が作成し、レイアウト等については市と受託者との協議により 決定する。また、頁数が変更となる場合は、市と受託者との協議により、契約金額 が変わらない範囲で行う。

(2) WEB回答フォーム作成・管理

WEB回答フォームを作成し、回答の管理を行う。なお、WEB回答フォームは、 回答データの一時保存を可能とすること。

(3) 送付用封筒購入印刷

送付用封筒表面の記載事項は市が作成する。

(4) 調査票・お礼はがき発送作業

調査票およびお礼はがき発送時の宛名ラベルは市が作成し、受託者へ提供する。

(5) 調査票・お礼はがき郵送費

郵送費はすべて委託料に含まれるものとする。

(6) 調査票郵送費(返信)

郵送による返信分について、「料金受取人払」による後納とし、調査票回収率が55% を超えた場合の郵送費は受託者の負担とする。なお、回収した調査票は、業務完了 後速やかに市へ引き渡すこと。

(7) お礼はがき購入印刷

お礼はがきの記載事項は市が作成する。

(8) 集計・統計表、グラフの作成

受託者は、調査結果をもとに集計・統計表を作成するとともに、調査項目や集計 (クロス集計含む)ごとにグラフを作成するものとする。また、市から別途作成指示 があった場合についても必要なグラフ等を作成するものとする。

(9) 調査結果分析

受託者は、各調査項目や作成した表やグラフ等から得られる情報をもとに、調査結果の分析等を行い、表やグラフ等を編集のうえ、報告書を完成するものとする。

(10)報告書作成

「報告書仕様書」に記載の内容を踏まえること。

(11) その他

受託者は、市が必要とした時に、遅滞なく打ち合わせ等に応じること。

5 成果物について

- (1) 市民意識調査 V報告書(電子データ)
- (2) 集計表一式(電子データ)
- (3) 成果品、作成した資料およびその著作権は市に帰属するものとする。

6 個人情報保護について

個人情報の保護については、秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例(秋田市条例第32号)の規定に従い適正に取り扱うこと。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、重要と認める事項については、市と予め文書で協議し、承認を得なければならない。
- (4) 契約に係る費用は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、一部委託については、あらかじめ、書面により市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた事項については、市と受託者で協議のうえ、決定する。